

確認・検査等 料金表

山梨県内

完了検査まで前納の場合手数料2,000円～20,000円以上控除

第1◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は前納)	
				中間検査を行っ た建築物(1回)	中間検査無し の建築物
第1類 (型式認定)	100㎡以内のもの	12,000	17,000	16,000	18,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 39,000	26,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	18,000	18,000	19,000	20,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 49,000	34,000
第2類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	13,000	18,000	17,000	19,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 42,000	28,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000	24,000	22,000	24,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 60,000	40,000
第3類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	15,000	19,000	19,000	21,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 47,000	32,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000	24,000	24,000	25,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 63,000	42,000
第4類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	16,000	21,000	20,000	22,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 51,000	34,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000	26,000	25,000	26,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 67,000	44,000
第5類	200㎡を超え、500㎡以内のもの	42,000	33,000	43,000	46,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 112,000	84,000
	100㎡を超え、500㎡以内のもの	41,000	31,000	42,000	45,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 108,000	82,000
第1類	令第10条 第1号・第2号 の建築物				
第2類	令第10条第3号の建築物(駐輪場・車庫に限る)				
第3類	一戸建の住宅に付属する駐輪場・車庫で床面積の合計が1/2㎡以内で50㎡以内のもので消防同意が不要とされたもの				
第4類	令第10条 第3号の建築物で 第2類以外のもの				
第1類～第4類	申請部分の延べ床面積の合計が500㎡を超える第1類の建物については第5類床面積の手数料の60%とし、2類・3類・4類については第5類床面積の手数料の70%とする。 なお、申請建物に第5類の物件がある場合は、床面積の合計は第5類の物件として手数料を算定する。				
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は前納)	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物
第5類	100㎡以内のもの	24,000	24,000	22,000	33,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 64,000	53,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	34,000	33,000	31,000	40,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 92,000	70,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	52,000	55,000	50,000	55,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)			※ 151,000	103,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	90,000	75,000	70,000	100,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は5,000円控除)			※ 220,000	180,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	130,000	95,000	90,000	130,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は5,000円控除)			※ 300,000	250,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	210,000	135,000	135,000	150,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は10,000円控除)			※ 450,000	340,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	330,000	170,000	170,000	210,000	
完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は10,000円控除)			※ 640,000	520,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	430,000	235,000	235,000	270,000	
完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は20,000円控除)			※ 840,000	660,000	
	20,000㎡を超えるもの	別途見積による			
第5類	1類から4類以外の建築物とする				

※ 手数料の算定は申請部分の床面積の合計とする。
※ 申請部分の建物に既存部分がある場合は、既存部分の半分を申請部分に加える。
※ 構造計算手数料は《第2◆オプション手数料(割増手数料)》とする。
※ 省エネ適判を含む完了検査手数料は完了検査手数料を20%増とする。

注記

- ※1 完了検査までの手数料を前納するときは、中間検査の回数及び完了検査を加えた手数料とする。
- ※2 建築士の設計又は工事監理でない各申請は、手数料に5万円を加算する。
- ※3 第5類: 延べ面積200㎡を超える申請で、10㎡以内の平屋建て付属建築物の床面積を引くと床面積の合計欄の範囲を下回る場合は、確認申請料を4,000円、中間検査申請料を0円、中間検査のある完了検査を0円、中間検査のない完了検査を15,000円とした金額を控除した金額を一括申請とすることができる(ただし防火、準防火地域を除く)。
例(208㎡の建築物に付属倉庫9㎡がある場合); 208-9=199㎡...⇒52000(-2,000)-4,000+55,000(-2,000)-15,000=84,000
- ※4 構造計算が必要な建築物は、棟等の単位でオプション手数料として追加する。《第2◆オプション手数料(割増手数料)》
- ※5 部分的な構造計算を行う場合は、2,000円とする。
- ※6 直前の申請が他の機関で行われたものは計画変更、中間検査及び完了検査の手数は20%を加算する。
- ※7 他機関で省エネ建築物適合性判定を受けたものによる確認、計画変更又は完了検査は手数料は20%を加算する。
- ※8 他機関で確認された完了検査は「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を他機関で判定されたものは40%を加算する。

★手数料の面積算定(第1の面積表)

- ① 建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定する。(中間検査を除く)
- ② 構造計算手数料はEXJ・棟単位とする。
- ③ 大規模の修繕、大規模の模様替え又は移転は申請部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。
- ④ 用途変更は変更部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。
- ⑤ 計画変更は変更に関わる範囲の水平投影面積の1/2とする。ただし建物の位置の変更は、変更の位置(採光等の確認が不要)によりそれぞれの類の100㎡以内の建物の手数料とすることができることとする。
- ⑥ 完了検査まで一括申請の場合とする手数料は一部控除できることとする。
- ⑦ 追加検査手数料は3,000円とする。

第2◆オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積の合計	A ルート1の場合 構造手数料 (EXJ・棟単位)	B *避難安全検証法 全館避難の場合	C 天空率(道路・隣地・北側単位)	D 耐火性能 検証法	E バリアフリー法	F 日影による 高さの制限
200㎡以内	22,000	10,000 10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
200㎡を超え、 500㎡以内	33,000	15,000 10,000	15,000	25,000	G 法第6条4号建 物に設置する エレベーター 第4建築設備①の 1/2を手数料とす る	H 特定天井を 有する場合 当該建築物の 部分の床面積 の合計の確認 申請手数料× 率とする
500㎡を超え、 1000㎡以内	44,000	20,000 10,000	20,000	30,000		
1000㎡を超 えるもの	55,000	30,000 10,000	30,000	40,000		
I ルート2 ルート3 の場合	構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査 (1件あたり)				20,000	①仕様ルート 申請料×0.2 落下防止 申請料×0.3
注:建築物に 対して個々に 加算。	※A・I ・構造計算手数料は単位(EXJ・棟単位)毎に加える ※B ・避難検証法の面積(各階ごととする) ・下段は全館避難検証の場合で上段の避難検証法の総額を加える ※C ・天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位とする。					

第3◆構造計算審査確認手数料

ルート2の構造計算は次の特典があります。(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限ります)。
(詳細はご相談ください)

○ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から控除します。
ただし確認申請1件につき1件とします。

構造計算適合判定 面積	一括申請の場合の手数料控除額
500㎡を超え1,000㎡	90,000円
1,000㎡を超え2,000㎡	119,000円
2,000㎡を超えるもの	136,000円
500㎡以下は前納された金額の40%(1,000円未満切り捨て)	

第4◆建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

建築設備 項目	確認申請	左記の構造計算加算額	完了検査	一括申請	計画変更	
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	① エレベーター	26,000		37,000	59,000	12,000
	② エスカレーター	26,000		37,000	59,000	12,000
	③ ホーム エレベーター ※	20,000		32,000	48,000	10,000
	④小荷物専用 昇降機	16,000		26,000	38,000	8,000
①・②・③・④ の完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)						
※個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。						
上記以外の 建築設備	確認検査料金表第1第5類の床面積の 1/5 とする。					

工作物 項目	確認申請	左記の構造計算加算額	完了検査	一括申請	計画変更	
※1 工作物 (1基) 令第138条	⑤ 第1項1号~4号	①高さが15m以下のもの	21,000	31,000	48,000	12,000
		②高さが15mを超えるもの	33,000	40,000	69,000	15,000
※2 工作物 (1基) 令第138条	⑥ 第1項5号	①高さが5m以下のもの	24,000	31,000	51,000	14,000
		②高さが5mを超えるもの	43,000	52,000	91,000	18,000
⑤・⑥ の完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)						
工作物 令第138条第2項	第1号 第2号 第3号	別途見積とする				
工作物 令第138条第3項	第1号 第2号	別途見積とする				

第5◆工作物確認申請料加算額(同一敷地内に2以上の計算に対するもの)

(単位:円)

※例 工作物 令第138条計算式	※1①の2つ目は12,000、②は20,000を基に加え、※2①の2つ目は14,000、②は28,000を基に加え、順次2,000を引いたものを加えるものとし5つ目以降は複数目の計算とする				
基	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	複数目の計算(5つ以上)	
※1 ① 計算式	0+21,000= 21,000	21,000+12,000= 33,000	33,000+10,000= 43,000	43,000+8,000= 51,000	51,000+6,000×(n-4)
※1 ② 計算式	0+33,000= 33,000	33,000+20,000= 53,000	53,000+18,000= 71,000	71,000+16,000= 87,000	87,000+14,000×(n-4)
※2 ① 計算式	0+24,000= 24,000	24,000+14,000= 38,000	38,000+12,000= 50,000	50,000+10,000= 60,000	60,000+8,000×(n-4)
※2 ② 計算式	0+43,000= 43,000	43,000+28,000= 71,000	71,000+26,000= 97,000	97,000+24,000= 121,000	121,000+22,000×(n-4)

第6◆仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の承認審査手数料		
仮使用部分	面積	手数料
	300㎡以内	40,000
	300㎡超え500㎡以内	70,000
	500㎡超え1,000㎡以内	100,000
	1,000㎡超え2,000㎡以内	130,000
	2,000㎡超え10,000㎡以内	200,000
	10,000㎡を超えるもの	300,000

※ 現場調査の出張費は第7の表による。
 ※ 仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。
 ※ 直前の確認済又は中間検査合格証が当機構以外の場合の申請料は20%を加算する。

第7◆検査出張料

現場検査・調査のための出張料

(単位:円)

区域	申請地	出張料	交通費
A 区域	北杜市	2,000円	
B 区域	身延町・富士吉田市・富士河口湖町・鳴沢村・早川町	3,000円	
C 区域	忍野村・大月市・山中湖村・南部町・丹波山村	4,000円	
D 区域	西桂町・都留市・小菅村	5,000円	
E 区域	上野原市・道志村	6,000円	

※申請地が上記の区域の内・外にかかわらず交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定める。

※申請建物の出張料は上記の区分による。ただし複数の申請建物等が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合に設定した物件の出張料は、同一申請者に限り建築物の検査を優先し、2物件目からは50%とすることができる。

第8◆各種届事務手数料

① 500円	① 工事施工者届、建築主の変更届、監理者届、軽微変更届(②を除く)、等。 (届出の手数料は一物件あたりとする。)
② 1,000円	② 軽微変更届(; 変更が複数の場合とし3カ所ごとに1,000円とする。)
③ 500～ 10,000円	③ 確認・完了検査申請追加説明書 (追加説明の容量(図書枚数等)により、500円単位で追加する。)

注:出張料、手数料は500円単位で切り捨てとする。

注:第1から第8までに定めるほか、これによりがたい手数料は別途協議による。

平成30年4月1日から適用

完了検査まで前納の場合手数料2,000円～20,000円以上控除

確認・検査等 料金表

埼玉県・千葉県・東京都(島しょ部を除く)・神奈川県・長野県の区域

第1◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は前納)	
				中間検査を行っ た建築物(1回)	中間検査無し の建築物
第1類 (型式認定)	100㎡以内のもの	14,000	19,000	19,000	21,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 46,000	31,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000	20,000	21,000	23,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 55,000	39,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000	28,000	30,000	33,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 92,000	69,000
第2類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	20,000	25,000	24,000	26,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 63,000	42,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000	30,000	28,000	30,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 78,000	52,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	47,000	38,000	48,000	51,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 127,000	94,000
第3類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	22,000	26,000	26,000	28,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 68,000	46,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,000	31,000	31,000	32,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 84,000	56,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	49,000	39,000	50,000	53,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 132,000	98,000
第4類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	23,000	28,000	27,000	29,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 72,000	48,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	30,000	34,000	33,000	34,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 91,000	60,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	51,000	42,000	52,000	55,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 139,000	102,000
第1類	令第10条 第1号・第2号 の建築物				
第2類	令第10条第3号の建築物 (駐輪場・車庫に限る) 一戸建の住宅に付属する駐輪場・車庫で床面積の合計が1/2㎡以内で50㎡以内のもので消防同意が不要とされたもの				
第3類	第10条 第3号の建築物で 第2類以外のもの				
第4類	令第10条 第4号 の建築物				
第1類～第4類	申請部分の延べ床面積の合計が500㎡を超える第1類の建物については第5類床面積の手数料の60%とし、2類・3類・4類については第5類床面積の手数料の70%とする。 ただし申請建物に第5類の物件がある場合は、床面積の合計は第5類の物件として手数料を算定する。				
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は前納)	
				中間検査を行っ た建築物	中間検査無し の建築物
第5類	100㎡以内のもの	32,000	32,000	34,000	36,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 92,000	64,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	42,000	42,000	42,000	44,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 120,000	82,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	62,000	64,000	68,000	74,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は2,000円控除)			※ 188,000	132,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	91,000	93,000	99,000	103,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は5,000円控除)			※ 268,000	184,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	140,000	123,000	148,000	163,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は5,000円控除)			※ 396,000	293,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	260,000	192,000	202,000	242,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は10,000円控除)			※ 624,000	482,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	370,000	260,000	270,000	320,000
	完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は10,000円控除)			※ 870,000	670,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	510,000	350,000	380,000	430,000	
完了検査まで前納の場合手数料(各申請料は20,000円控除)			※ 1,180,000	900,000	
	20,000㎡を超えたもの	別途見積による			
第5類	1類から4類以外の建築物とする				

※ 手数料の算定は申請部分の床面積の合計とする。
※ 申請部分の建物に既存部分がある場合は、既存部分の半分を申請部分に加える。
※ 構造計算手数料は 《第2◆オプション手数料(割増手数料)》 とする。
※ 省エネ適判を含む完了検査手数料は完了検査手数料を20%増とする。

注記

- ※1 完了検査までの手数料を全納するときは、中間検査の回数及び完了検査を加えた手数料とする。
- ※2 建築士の設計又は工事監理でない各申請は、手数料に5万円を加算する。
- ※3 第5類: 延べ面積200㎡を超える申請で、10㎡以内の平屋建て付属建築物の床面積を引くと床面積の合計欄の範囲を下回る場合は、確認申請料を4,000円、中間検査申請料を0円、中間検査のある完了検査を0円、中間検査のない完了検査を15,000円とした金額を控除した金額を一括申請とすることができる(ただし防火、準防火地域を除く)。
- ※4 構造計算が必要な建築物は、棟等の単位でオプション手数料として追加されます。《第2◆オプション手数料(割増手数料)》
- ※5 部分的な構造計算を行う場合は、2,000円とする。
- ※6 直前の申請が他の機構で行われたものは計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は20%を加算する。
- ※7 他機構で省エネ建築物適合性判定を受けたものによる確認、計画変更又は完了検査は手数料を20%を加算する。
- ※8 他機関で確認された完了検査は「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を他機関で判定されたものは40%を加算する。

★手数料の面積算定(第1の面積表)

- ① 建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ② 構造計算手数料はEXJ・棟単位とする。
- ③ 大規模の修繕、大規模の模様替え又は移転は申請部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。
- ④ 用途変更は変更部分の面積とする。ただし200㎡を超えるものについては床面積の1/2とする。
- ⑤ 計画変更は変更に関わる範囲の水平投影面積の1/2とする。ただし建物の位置の変更は、変更の位置(採光等の確認が不要)によりそれぞれの類の100㎡以内の建物の手数料とすることができることとする。
- ⑥ 完了検査まで一括申請の場合とする手数料は一部控除できることとする。(第1、第2、第4)
- ⑦ 追加検査手数料は3,000円とする。

第2◆オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積の合計	A 構造手数料 (EXJ・棟単位)	B *避難安全検証法 全館避難の場合	C 天空率(道路・隣地・北側単位)	D 耐火性能検証法	E バリアフリー法	F 日影による高さの制限
200㎡以内	22,000	10,000 10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
200㎡を超え、500㎡以内	33,000	15,000 10,000	15,000	25,000	G 法第6条4号建物に設置するエレベーター 第4建築設備①の1/2を手数料とする	H 特定天井を有する場合 当該建築物の部分の床面積の合計の確認申請手数料×率とする
500㎡を超え、1000㎡以内	44,000	20,000 10,000	20,000	30,000		
1000㎡を超えるもの	55,000	30,000 10,000	30,000	40,000		
I ルート2 ルート3 の場合	構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査 (1件当たり)				20,000	
注: 建築物に対して個々に加算。	※A ・構造計算手数料は単位(EXJ・棟単位)毎に加える ※B *避難検証法の面積(各階ごととする) *下段は全館避難検証の場合で上段の避難検証法の総額を加える ※C ・天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位とする。					①仕様ルート申請料×0.2 落下防止申請料×0.3

第3◆構造計算審査確認手数料

ルート2の構造計算は次の特典があります。(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限ります)。(詳細はご相談ください)

○ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から控除します。ただし控除は1件に限ります。

構造計算適合判定 面積	一括申請の場合の手数料控除額
500㎡を超え1,000㎡	90,000円
1,000㎡を超え2,000㎡	119,000円
2,000㎡を超えるもの	136,000円
500㎡以下は全納された金額の40%(1,000円未満切り捨て)	

第4◆建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

建築設備 項目		確認申請	左記の構造計算 加算額	完了検査	一括申請	計画変更
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	① エレベーター	26,000		38,000	60,000	12,000
	② エスカレーター	26,000		38,000	60,000	12,000
	③ ホームエレベーター※	20,000		32,000	48,000	10,000
	④小荷物専用 昇降機	16,000		26,000	38,000	8,000
	①・②・③・④ の完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)					
※個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。						
上記以外の 建築設備		確認検査料金表第1第5類の床面積の 1/5 とする。				
工作物 項目		確認申請	左記の構造計算 加算額	完了検査	一括申請	計画変更
※1 工作物 (1基) 令第138条	⑤ 第1項1号~4号	①高さが15m以下 のもの	23,000	31,000	50,000	12,000
		②高さが15mを 超えるもの	34,000	41,000	71,000	15,000
※2 工作物 (1基) 令第138条	⑥ 第1項5号	①高さが5m以下 のもの	24,000	32,000	52,000	14,000
		②高さが5mを 超えるもの	45,000	53,000	94,000	18,000
⑤・⑥ の完了検査まで前納の場合手数料(各申請手数料は2,000円控除)						
工作物 令第138条第2項		第1号	別途見積とする			
		第2号				
		第3号				
工作物 令第138条第3項		第1号				
		第2号				

第5◆工作物確認申請料加算額(同一敷地内に2以上の計算に対するもの)

(単位:円)

※例 工作物 令第138条計算式	※1①の2つ目は16,000、②は24,000を基に加え、※2①の2つ目は16,000、②は28,000を基に加え、 順次2,000を引いたものを加えるものとし5つ目以降は複数目の計算とする				
	基	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	複数目の計算(5つ以上)
※1 ① 計算式	0+23,000= 23,000	23,000+16,000= 39,000	39,000+14,000= 53,000	53,000+12,000= 65,000	65,000+10,000×(n-4)
※1 ② 計算式	0+34,000= 34,000	34,000+24,000= 58,000	58,000+22,000= 80,000	80,000+20,000= 100,000	100,000+18,000×(n-4)
※2 ① 計算式	0+24,000= 24,000	24,000+16,000= 40,000	40,000+14,000= 54,000	54,000+12,000= 66,000	66,000+10,000×(n-4)
※2 ② 計算式	0+45,000= 43,000	45,000+28,000= 73,000	73,000+26,000= 99,000	99,000+24,000= 123,000	123,000+22,000×(n-4)
一括払いの控除(2,000円*2)は基の手数料のみとさせていただきます。					

第6◆仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の承認審査手数料			
仮使用部分	面積		手数料
	300㎡以内		40,000
	300㎡超え500㎡以内		70,000
	500㎡超え1,000㎡以内		100,000
	1,000㎡超え2,000㎡以内		130,000
	2,000㎡超え10,000㎡以内		200,000
10,000㎡超えるもの		300,000	
			※ 現場調査の出張費は第7の表による。 ※ 仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。 ※ 直前の確認済又は中間検査合格証が当機構以外の場合の申請料は20%を加算する。

第7◆検査出張料

(単位:円)

申請地						出張料	交通費
区域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	長野県	別紙一覧表参照	
※申請地が上記の区域の内・外にかかわらず交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。							
※申請建物の出張料は上記の区分による。ただし複数の申請建物等が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合に設定した物件の出張料は、同一申請者に限り2物件目からは50%とすることができる。							

第8◆各種届事務手数料

① 500円	①工事施工者届、建築主の変更届、監理者届、軽微変更届(②を除く)、等。 (届出の手数料は一物件あたりとする。)
② 1,000円	②軽微変更届(変更が複数の場合とし3カ所ごとに1,000円とする。)
③ 500~ 10,000円	③確認・完了検査申請追加説明書 (追加説明の内容量(図書枚数等)により、500円単位で追加する。)

注:出張料、手数料は500円単位で切り捨てとする。

注:第1から第8までに定めるほか、これによりがたい手数料は別途協議による。

※第7◆検査出張料 (別紙)

出張料・交通費	埼玉県 区域					
9,000	秩父市(移転中)	小鹿野町(秩父郡)				
10,000	横瀬町(秩父郡)	皆野町(秩父郡)	長瀨町(秩父郡)			
12,000	入間市	狭山市	飯能市			
13,000	所沢市	朝霞市	和光市	日高市	毛呂山町(入間郡)	鶴ヶ島市
14,000	川島町(比企郡)	越生町(入間郡)	坂戸市	鳩山町(比企郡)	鴻巣市	
15,000	桶川市	北本市				
	さいたま市緑区	川越市	蕨市	吉見町(比企郡)	東松山市	伊奈町(北足立郡)
	戸田市	ふじみ野市	川口市	滑川町(比企郡)	さいたま市西区	鳩ヶ谷市
16,000	富士見市					
	草加市	八潮市	さいたま市浦和区	ときがわ町(比企郡)	東秩父村(秩父郡)	三郷市
	さいたま市中央区	さいたま市南区	さいたま市大宮区	熊谷市	上尾市	三芳町(入間郡)
	嵐山町(比企郡)	新座市	吉川市	さいたま市見沼区	菖蒲町(南埼玉郡)	小川町(比企郡)
	志木市	行田市	さいたま市北区	さいたま市桜区	羽生市	加須市
17,000	蓮田市	松伏町(北葛飾郡)				
	久喜市	寄居町(大里郡)	白岡町(南埼玉郡)	鷲宮町(北葛飾郡)	加須市	宮代町(南埼玉郡)
18,000	さいたま市岩槻区	美里町(児玉郡)	深谷市	越谷市	幸手市	春日部市
	杉戸町(北葛飾郡)	本庄市	上里町(児玉郡)	神川町(児玉郡)		

出張料・交通費	千葉県 区域					
15,000	市川市	浦安市	船橋市	松戸市		
16,000	習志野市	千葉市花見川区	鎌ヶ谷市	千葉市美浜区	流山市	
17,000	八千代市	白井市	千葉市稲毛区	千葉市中央区	柏市	野田市
	千葉市若葉区	我孫子市				
18,000	四街道市	千葉市緑区	印西市	酒々井町(印旛郡)	佐倉市	
19,000	東金市	大網白里市	富里市	成田市	八街市	
20,000	九十九里町(山武郡)	芝山町(山武郡)	白子町(長生郡)	山武市	一宮町(長生郡)	長生村(長生郡)
	栄町(印旛郡)					
21,000	多古町(香取郡)	横芝光町(山武郡)	香取市	匝瑳市	神崎町(香取郡)	
22,000	袖ヶ浦市	木更津市	旭市	東庄町(香取郡)		
23,000	銚子市					
24,000	君津市	富津市				
25,000	市原市	長南町(長生郡)				
26,000	大多喜町(夷隅郡)	睦沢町(長生郡)	鴨川市	長柄町(長生郡)	茂原市	
27,000	鋸南町(安房郡)	いすみ市	御宿町(夷隅郡)	勝浦市		
28,000	南房総市	館山市				

出張料・交通費	東京都 区域					
8,000	奥多摩町 <small>(西多摩郡)</small>					
9,000	檜原村 <small>(西多摩郡)</small>					
10,000	昭島市 羽村市	八王子市	あきる野市	日野市	日の出町 <small>(西多摩郡)</small>	福生市
11,000	国立市	府中市	町田市	瑞穂町 <small>(西多摩郡)</small>	青梅市	
12,000	調布市	多摩市	稲城市	武蔵村山市	国分寺市	小金井市
	立川市	三鷹市	狛江市	小平市	東大和市	東村山市
	杉並区	武蔵野市	西東京市			
13,000	東久留米市	練馬区	清瀬市			
14,000	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区	
15,000	豊島区	千代田区	港区	板橋区	文京区	中央区
	北区	品川区	墨田区	江東区	台東区	荒川区
	江戸川区	足立区	大田区	葛飾区		

出張料・交通費	神奈川県 区域					
10,000	愛川町 <small>(愛甲郡)</small>					
11,000	相模原市	座間市				
12,000	山北町 <small>(足柄上郡)</small>	厚木市	開成町 <small>(足柄上郡)</small>	松田町 <small>(足柄上郡)</small>	南足柄市	大和市
	海老名市	川崎市多摩区	川崎市麻生区	箱根町 <small>(足柄下郡)</small>		
13,000	綾瀬市	伊勢原市	寒川町 <small>(高座郡)</small>	川崎市高津区	川崎市中原区	横浜市泉区
	茅ヶ崎市					
14,000	大井町 <small>(足柄上郡)</small>	秦野市	二宮町 <small>(中郡)</small>	大磯町 <small>(中郡)</small>	中井町 <small>(足柄上郡)</small>	横浜市緑区
	横浜市旭区	横浜市瀬谷区	平塚市			
15,000	横浜市鶴見区	横浜市港北区	横浜市保土ヶ谷区	横浜市南区	横浜市戸塚区	横浜市青葉区
	横浜市西区	横浜市港南区	横浜市栄区	横浜市磯子区	藤沢市	鎌倉市
	小田原市	川崎市宮前区	川崎市幸区	川崎市川崎区		
16,000	横浜市都筑区	逗子市	葉山町 <small>(三浦郡)</small>	真鶴町 <small>(足柄下郡)</small>		
17,000	横浜市中区	横浜市神奈川区	横浜市金沢区	湯河原町 <small>(足柄下郡)</small>		
18,000	横須賀市					
19,000	三浦市					

出張料・交通費	長野県 区域					
4,000	富士見町					
5,000	原村	南牧村				
6,000	川上村	小海町	北相木村	南相木村		
7,000	佐久穂町	茅野市	諏訪市			
8,000	佐久市	岡谷市	下諏訪町			
9,000	小諸市	塩尻市	朝日村	箕輪町	辰野町	御代田町
10,000	軽井沢町	南箕輪村	伊那市	松本市		
11,000	木祖村	安曇野市	長和町			
12,000	駒ヶ根市	立科町	木曾町	宮田村	池田町	松川村
	生坂村	飯島町	上松町	東御市	山形村	大町市
13,000	松川町	麻績村	喬木村	王滝村	豊丘村	中川村
	高森町	筑北村	大桑村			
14,000	青木村	大鹿村	白馬村	飯田市	千曲市	阿智村
	小谷村					
15,000	下條村	泰阜村				
16,000	阿南町	平谷村	長野市	坂城町	須坂市	根羽村
	天龍村	売木村	小布施町	高山村	上田市	
17,000	小川村	中野市	飯綱町			
18,000	南木曾町	飯山市	山ノ内町	木島平村	野沢温泉村	信濃町
19,000	栄村					

※上記の出張料を基本とする。ただし、通常の交通方法の交通費による方法で対応できない場合は別途計算する。